



えどがわ



発行/江戸川区 ■編集/広報課 〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 ☎3652-1151(代表) ☎3652-1109 🌐http://www.city.edogawa.tokyo.jp/



迎春

早稲田大学社会科学部教授
西原博史さん

多田区長

ホテルシーサイド江戸川にて

創造力と探究心を育み 子どもたちの未来を拓く

—— 法律学のおもしろさ ——

憲法学を専攻する法学博士であり、早稲田大学社会科学部教授として教鞭を執られている西原博史さん。子どもの自主性を尊重し育む「子ども未来館」の理念に共感し、2年間にわたって小学生向けに法律ゼミを開講されるなど、

江戸川区の児童育成に大変ご尽力いただいています。今回の新春対談では、西原先生をお招きし、子どもや社会と法律の関わりなどについて、熱い思いを語っていただきました。

子ども未来館で先駆的な「法律ゼミ」を開講

区長 あけましておめでとうございます。
西原 おめでとうございます。
区長 本日は、どうぞよろしくお願いいたします。
西原 こちらこそ、よろしくお願いいたします。
区長 西原先生は早稲田大学教授で、法律の中でも憲法を専門にご活躍されていますが、江戸川区では「子ども未来館」のゼミでお世話になっていますので、子どもの教育などについて幅広くお話を伺おうと思います。
西原 はい、このような機会をいただき光栄です。江戸川区とのお付き合いは、子ども未来館で平成24年度と26年度にそれぞれ1年間、法律ゼミを開講したことから始まりました。
区長 そうでしたね。その際は大変快く引き

受けてくださいました。普段は大学生に法律を教えている先生が小学生を相手にするのは、最初はお困りになったのではないですか。
西原 はい、困りました(笑)。素晴らしいお話だと思ったのですが、子どもというのはとても繊細で無垢です。それに対して法律は、人間の欲望の渦巻く世界の中で、どう裁くかというところがありますので、子どもたちに法律のことをどのように教えたらよいかを最初に考えました。
区長 なるほど。
西原 法律に関わり、運用していくことは誰にとっても必要ですし、決して子どもたちも無関係というわけではないと思います。そういう意味で、小学生の目線で見るときに、今の日本の法制度がどのように映るのかを、子どもたちと一緒に考えることから取り組みました。子どもが対象の法律ゼミは、日本にお

いては先駆的な分野でしたので、どのように話を進めたらよいかいろいろ思案しながら行いました。
(2面へつづく)

子どもの学びを支援 子ども未来館

子どもたちの探究活動の拠点施設として、平成22年4月、篠崎町に開設しました。1階は「篠崎子ども図書館」、2階はさまざまな分野について体験を通じて学ぶ「子どもアカデミー」があります。平成28年1月には、先駆的な活動が評価され、平成27年度ふるさとづくり大賞の地方自治体表彰(総務大臣賞)を受賞しました。



私たちに身近な存在である 法律を通して幸せな未来を



にし はら ひろ し
西原博史さん

1958年東京都生まれ。早稲田大学法学部卒業後、同大学大学院法学研究科博士課程を経て、96年法学博士号を取得。早稲田大学社会科学部教授。大学では、主に「憲法」や「学校教育と憲法」などを教えている。専門の研究テーマは、思想・良心の自由、表現の自由、法の下での平等、基本的人権基礎理論など。専門の研究書のほかにも、『良心の自由と子どもたち』『子どもは好きに育てていい』『「なるほどパワー」の法律講座 うさぎのヤスヒコ、憲法と出会う』などの著書がある。

(1面からつづく)

昼寝の枕が六法全書、父の影響で法律の世界へ

区長 先生のお父様である西原春夫先生は、早稲田大学の第12代総長をお務めになった方ですね。先生が憲法学者を志したのは、法律の大家でもあるお父様の影響を受けていらっしゃるのでしょうか。

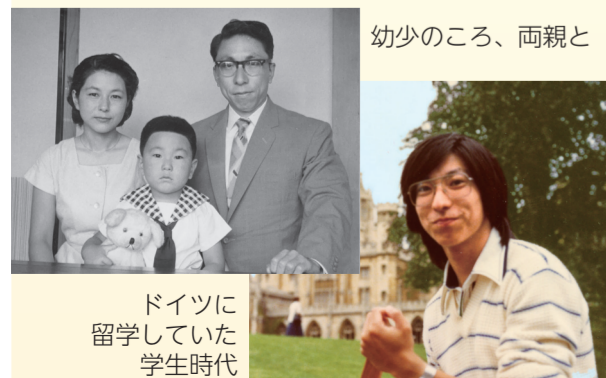
西原 そのとおりです。例えば、幼いころ家で昼寝をしようと思ってその辺にあるものを枕代わりにしていたのですが、気付いたら六法全書だった、というような環境でした(笑)。

区長 六法全書を(笑)。

西原 そういった環境もあり、大学進学するときには、法律を考えることによって社会のいろいろなものが見えてくるということが、ある意味当然だと思って育ちました。

区長 そうですか。自然にそのような考え方が身に付いたのですか。

西原 はい。法律は、問題があるところに光を当て、法律を動かしていくことによってみんな



幼少のころ、両親と

ドイツに留学していた学生時代

がどのように幸せに生きていけるのかを考える、そういう分野だと思っていました。

区長 法律というのは、人間社会が生み出した一つの知恵ですね。

西原 そのとおりです。

区長 法律を使って一つの社会というものを考えていく。そして、さまざまなことに対して法律を中心に物事を整理していくと、おのずと良い方向が見えてくるのでしょうか。

西原 それを期待して制度全体が動いているわけですが、そこは人間ですから、法律の使い方を間違えたり、法律をご存じの方が自分に有利な使い方をしたりする可能性もあります。

区長 なるほど、つまり法律の使い方や運用の仕方が大切なのですね。

西原 法律によって、より良い社会が築かれるという理念の裏には、その法律を、使い方を工夫することでさらに磨いていかなければいけないという面が残っていると思います。法律がなくて、みんなが穏やかに、平和に暮らしていくことが理想かもしれませんが、残念ながら今の人類にとっては法律をなくしてしまうと、かえって生きづらいことが多い気がします。作ることはもちろんですが、いかにして上手に使うのかということが法律では一番大事です。どのように心を込めて運用していくか、ということですね。

区長 そうですね。「情」と「理」で例えると、「理」で考えれば裁かれる場合でも、そこに「情」が出てくると「理」のままにいかどうかという問題が出てきますね。

西原 そのとおりです。

区長 例えば、森鷗外の代表作に『高瀬舟』という小説があります。罪人が裁かれて高瀬舟に乗り、島へ流されることになるのですが、「果たしてこの罪人のしたことは流刑に値するのだろうか」と、舟に同乗した奉行所護送役の男が自問するという、読んでいてとても考えさせられる内容でした。

西原 法律は、どうしてもある程度型に当てはめて、どの箱に入るかという考え方をしますが、実際の生活は、そのような箱に従って生きているわけではありません。法を運用する際には、目の前の出来事を法律に翻訳して、どのように表現するかという作業が必要になります。そのときに入れる箱が違ってしまうと、扱いが全く違ってくるということになります。

子どもたちと共に 楽しく法律を学ぶ

区長 子ども未来館で、法律ゼミを通算2年間開講していただきました。子どもたちの様子はいかがでしたか。

西原 まず、法律を身近な問題として捉えてもらうために、動物のぬいぐるみを使った劇をやりました。ウサギとサルの子の劇を演じて、小学生のウサギとサルの子の間に生じたトラブルをどのように解決したらよいかということ、子どもたちに投げかけました。そうすると、決して法律の話ではなくて、いじめの問題であったり、自分たちがいつも悩んでいる問題であったりということに気付いてくれるのです。そこで、まず子どもたちの目線で、「どうしたらいいと思う?」「どちらが正しいと思う?」と問いかけてみると、「いや、だってこっちの方が正しいよね」といった考えが、それぞれ数多く出てきました。これを法律の話に置き換えて、「表現

の自由」と「名誉」という2つの権利がぶつかり合ったときの調整方法なのだと伝えると、子どもたちは自分たちの正義感を、大人の世界にどのように当てはめられるのかを考えて議論ができるようになるのです。子どもは、そういう想像力がとても豊かですね。

区長 確かに、子どもたちは柔軟な発想で意外な考え方をすることがありますね。例えば、善悪の判断はもちろんできるのですが、その判断基準として「そんなことをしたら親が悲しむから…」というような発想もあるのです。

西原 そうですね。そして、子どもたちは論理的な能力も持っています。それを引き出すことはなかなか難しいのですが、発言する機会を与えて自由に話していいという場を設けてあげると、見事に表現してくれます。改めて子どもたちの能力の高さを実感しました。



(右上手つづく)

区長 何をどのように考えたらいいかを、法律に照らしながら突き詰めていくことによって考え方が非常に広がり、深まっていく。お互いに触発し合っていくということも含めて、大きな効果があると感じます。

西原 そのとおりです。そういった意味からも、文部科学省や法務省も法教育の必要性は認識しているのですが、どうしても「法律がこうなっているから、こう考えなければいけません」といった方向に流れてしまう危険があるものなので、とても難しい素材なのです。



早稲田大学法廷教室で模擬裁判

法律は人間社会の知恵の結晶 愛情を込めて社会に潤いを

(左下からつづく)

区長 ゼミの後期には、子どもたちを早稲田大学法廷教室まで連れて行って、模擬裁判をしていただきましたよね。

西原 はい、私と一緒にゼミを担当した刑法が専門の仲道祐樹先生や大学生たちとシナリオを作って、「正当防衛」についての模擬裁判を行いました。大学生たちを被告人、証人、検察官、弁護士などに役割分担して、子どもたちには裁判官の体験をしてもらいました。弁護士も検察側も、迫真の演技で裁判を行いました。子どもたちはそれぞれの主張を聞いてじっくりと話し合った後、多数決で判決を出したのです。模擬ではありますが、重たい決断を真剣に考える様子に心を打たれ、子どもたちと共に充実した時間を過ごせました。

区長 それは、子どもたちにとっても貴重な体験でしたね。

を学ぶ機会があって、とても良いと思います。

ゼミの成果を結集し、 法律講座の本を出版

区長 先生には、平成24年度からゼミを始めていただきましたが、このゼミでの学びを題材にして、『「なるほどパワー」の法律講座 うさぎのヤスヒコ、憲法と出会う』(右下参照)という本を出版されました。

西原 はい、子ども未来館の子どもたちやスタッフはもちろん、早稲田大学の学生や関係者、そして家族の支えもあって書き上げることができました。

区長 現在の早稲田大学の総長、鎌田先生とお会いする機会があり、西原先生がこのような本を書いてくださったとお話ししたら、「西欧では子どものときから法律を教えるのが一般的であるのに、日本では教えていないのです」とおっしゃっていました。

西原 結局、どういった法制度を作って、どのように国を動かしていくかという問題に関しては、やはり法律的なものの考え方ができないと対応が難しいという部分があります。シチズンシップ教育(社会形成・社会参加に関する教育)という言葉がありますが、そうした風土を育てていくためにも、法という存在は非常に大事なのです。子どもたちでも学べる、あるいは考え方を伝えるというのが、法という素材の一つの特色なのです。

区長 しかし、子どもの世界には法律と縁をつくるきっかけがなかなかないように思いますが。

西原 そうですね。法律的な考え方で難しいのは、時間がかかるというところですね。つまり、対立する利害関係があり、どちらかが正しくて、どちらかが間違っているのではなく、両方とも自分なりに正しい理由を持っていて、ただ社会としてどちらかを選ばなければならない。選ぶときの理由をどうするか、というところが難しいのです。そのステップを正しく踏もうとすると、どうしても時間がかかってしまうのです。子ども未来館で子どもたちと一緒に考えているときにいつも話していたのは、「自分の理由を考えてみよう、相手に自分の理由を説明してみよう、それと同時に相手にも何か理由があるはずだから聞いてみよう。相手の言っていることを聞くと、お互いに何を考えているか見えてくる。その先には絶対、調整の道があるはずだから」ということです。これはとても大事なことで、さまざまな「理由」を考えることで生活や人間関係が変わってくることもあるのです。

区長 そうですね。

西原 そういう意味では、この本は本当に子どもたちに教わりながら作り上げた本だと思います。こうした取り組みができていくのは、おそらく全国でも江戸川区だけだと思います。

区長 そうですね。

西原 そういった環境もあり、大学進学するときには、法律を考えることによって社会のいろいろなものが見えてくるということが、ある意味当然だと思って育ちました。

自ら考え、言葉で表現する 大切さを伝える

区長 先生は、日本国憲法第19条の「良心の自由」について深く研究されていますが、まずは「良心とは何か」ということから始まるのではないですか。

西原 はい。誰もが自分にとって、「これは絶対にやってはいけない、これは悪いことなのだ」ということがあると思います。でも、それが皆同じかという点必ずしもそうではないのです。



江戸川区長
多田正見

良心、すなわち心の自由が尊重されると憲法に書いてありますが、世の中では法律であれをしない、これをしないと言われることが多いものですから、そのぶつかり合いを一体どう解決していけばいいのか、ということだと思っております。

区長 つまり、そこには心の動きというものがある、それは自由に保障されるべきなのですが、一方でわれわれの社会生活の中には、いろいろな制約もありますからね。

西原 そうですね。

区長 例えば、法律や制度という制約がそうですが、ほかにも伝統やしつけなど、社会にはさまざまな規範があります。良心は、そういった幾つもの条件によって形成されていくものなのではないかと、あまり締めつけ過ぎると良心の自由が制約されるということになるのではないかと。

西原 そうですね。もちろん、それぞれが欲望のまま動いているとぶつかり合うだけですから、その欲望をどのようにコントロールし、相手を尊重していくのが大事です。これは愛情という言葉にも通じると思うのですが、価値観を押し

(4面へつづく)



- ①『「なるほどパワー」の法律講座 うさぎのヤスヒコ、憲法と出会う』(太郎次郎社エディタス) 法律は「なるほどパワー」= 説得力の比喩として使うもの——架空の国・サル山共和国で起こる事件や出来事を通し、法律の考え方や解釈を分かりやすく解説。既存の法律書や入門書と異なり、「法律の考え方」を育むことを目的とした、小学校高学年から大人のための新しい法律の本。
- ②『子どもは好きに育てていい』(NHK出版 生活人新書)
- ③『良心の自由と子どもたち』(岩波新書)

(3面からつづく)

し付けて自分のものにするのではなく、やはり相手を大切に思う気持ちを持つことが必要なのです。もちろん友達同士や親兄弟、あるいは隣人や国と国民の関係もそうでなければいけないと思います。

区長 先生の著書に、『良心の自由と子どもたち』『子どもは好きに育てていい』などがありますが、この中にも、良心や価値観の衝突の問題がたくさん出てきますね。

西原 昨今、子育てしていく中で、親御さんに対するプレッシャーがとても強くて、つい自分を見失ってしまいがちです。私は本を通じて、「このように育てなければいけない」という周りからのプレッシャーで子どもを育てるのではなく、子どもたちがどのように育ちたいのかを、もっと見ていきましょうと訴えたかったのです。

区長 考えてみると、私たちが子どものころは、自分の考え方を率直に表現することはなかなかできなかった気がします。

西原 そうかもしれませんね。社会がそれを育ててくれなかったということもあるかもしれないですね。

区長 ことわざに『能ある鷹は爪を隠す』というのがあります。日本のこれまでの教え方というのは、ある意味ではそれが美徳とされてきたわけです。しかし、最近学校の授業の様子などを見ても、積極的に手を挙げて発言する子どもが増えてきていると思います。より良い人間関係を築くためには、こうした自主性も必要だということでしょうね。

西原 必要だと思います。

区長 他人を理解するためには、自分の思いを伝えるための能力がこれからさらに求められるのではないかと思います。以前、アメリカで長く生活していたジャーナリストの方から話を聞いたのですが、アメリカ人はいろいろな議論をして自分の考え方を積極的に話し、

最後に「ところで、あなたの考えは？」と聞いてくる、というのです。

西原 アメリカ人の習性ですかね。

区長 この習性を日本人はあまり持っていないので、自分の考えや思いをきちんと表現するトレーニングをやっていかないと、国際的に立ち遅れるということも話していました。

西原 そうですね。グローバルゼーションの中で、日本の果たす役割は変わっていくと思います。国際社会は、まさにアメリカ人の例のように、「あなたは何を望んでいるのですか」と、言葉にしないと伝わっていかない社会です。日本人も非常に素晴らしい特性を持っていますが、それを表現する言葉が世界に向けて発信されていないために、なかなか考えていることが伝わっていかないのだと思います。

区長 そのとおりですね。

西原 その点においても、子ども未来館の取り組みは、世界に向けた今後の日本の役割を考えていく上で、とても重要な意義を持つものだと考えています。

自主性を尊重し 意欲を育む環境づくり

区長 これからの社会の中で、どのように自分の考えを表現し、伝えていくかを切磋琢磨することは大切なことだと思います。これらを培っていくためには、さまざまな取り組みをしていく必要があるでしょうね。

西原 創造性を鍛えるという意味でも、子ども未来館のような自由な環境の中で、子どもたちの関心に寄り添いながら成長を見守っていくという取り組みは、本当に素晴らしいことだと思います。

区長 子ども未来館は、「自主性を尊重する」という理念が特長です。そして、子どもたちの意欲が旺盛になることで、いろいろな可能

性が出てくるのではないのでしょうか。

西原 そのとおりだと思います。子どもたち一人ひとりに寄り添い、大人が描く子ども像を押し付けるのではなく、子どもが自ら育ちたい姿を尊重する、という環境を周囲が整えていくことは、子どもたちに対する愛情の一つだと感じます。江戸川区から全国へ、そして世界へという道筋がきっとできると考えています。

区長 本日は大変興味深いお話をたくさん聞かせていただきました。先生の研究の領域に触れることができ、とても良い刺激になりました。

西原 こちらこそ、江戸川区の子どもたちと共にこれからも楽しく勉強させていただきたいと思っています。

区長 子ども未来館は、子どもたちの成長を願いながら長く続けてまいります。次世代を担う子どもたちの健全育成のために、区としてもさまざまな取り組みを実践していきますので、先生にも引き続きご支援いただけたらうれしいです。本日は、貴重なお話をありがとうございました。先生のさらなるご活躍を心よりお祈りしております。

西原 こちらこそ、ありがとうございました。



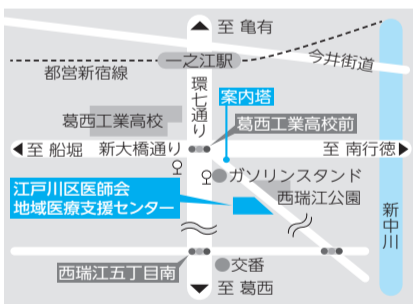
西原教授の研究室

夜間・休日急病診療

受診の際は、健康保険証などを持参してください

江戸川区医師会夜間・休日急病診療所 (小児科・内科のみ)

診療時間 毎日21時～翌朝6時
1月4日(木)まで・日曜9時～17時
場所 江戸川区医師会地域医療支援センター (西瑞江5-1-6) ☎5667-7775



※応急処置のため、薬の処方是最小限となります。
※電話番号をよく確認し、電話のかけ間違いにご注意ください。

医療機関のご案内

- 江戸川区医師会休日診療テレホンセンター (日曜9時～17時) ☎・☎5667-7557
- 東京都保健医療情報センター「ひまわり」(24時間) ☎5272-0303/☎5285-8080
- 東京消防庁救急相談センター (24時間) ☎#7119/ダイヤル回線☎3212-2323

江戸川区歯科医師会休日歯科応急診療所 (要予約)

診療時間 1月4日(木)まで・日曜9時～17時 (受け付けは16時30分まで)
場所 江戸川区歯科医師会館 (東小岩4-8-6) ☎・☎3672-8215

えどがわ区民ニュース 新春1月号放映中!

新春対談

創造力と探究心を育み
子どもたちの未来を拓く
～法律学のおもしろさ～

CATVで放送中!

◎J: COM江戸川 11チャンネル (朝9時から/12時から/20時から)

※曜日・時間で番組内容が異なります。
えどがわ区民ニュースホームページでもご覧いただけます (スマートフォン対応)



DVDなどの貸し出し・申し込み⇒映像広報係 ☎5662-6167

休日急病当番医 (急病のみ、往診不可) 診療時間 9時～17時

日	診療科目	当番医	住所	電話番号
1月2日	小児科	辰巳内科消化器科クリニック	一之江7-35-22	☎5678-5115
		成光堂クリニック	北小岩2-7-6	☎3657-6576
		玉置医院	南小岩3-8-1	☎3657-0266
1月3日	内科	金田クリニック	中央2-19-18	☎5662-7101
		つかもと眼科クリニック	東小岩5-32-12	☎3673-8151
		しんでん耳鼻咽喉科医院	西葛西8-12-17	☎6411-4133
1月4日	小児科	エムズこどもクリニック瑞江	南篠崎町3-1-3	☎6231-8388
		宮本医院	西一之江4-1-4	☎3651-6288
		辰巳内科消化器科クリニック	一之江7-35-22	☎5678-5115
1月8日	内科	きょうち内科クリニック	本一色3-39-2	☎3655-0600
		つかもと眼科クリニック	東小岩5-32-12	☎3673-8151
		山崎耳鼻咽喉科診療所	北小岩6-9-6	☎3658-0636
1月9日	小児科	田島クリニック	西葛西6-13-7	☎3687-1161
		藤医院	西小岩3-28-14	☎3672-9333
		白石医院	東小岩4-33-16	☎3657-4501
1月9日	内科	同潤会医院	松江2-15-11	☎3653-5511
		つかもと眼科クリニック	東小岩5-32-12	☎3673-8151
		敷井耳鼻咽喉科クリニック	南葛西6-15-14	☎5676-4787
1月9日	小児科	田村医院	江戸川3-39-26	☎3679-0576
		みながわクリニック	西小岩4-9-5	☎5612-2151
		徳永医院	南小岩3-10-10	☎3657-4652
1月9日	内科	浅岡医院	船堀3-10-7	☎5696-3363
		かとう内科クリニック	西葛西6-24-7	☎5679-2317
		玉城眼科	東小岩6-8-14	☎5693-4880
1月9日	小児科	かさい駅前耳鼻咽喉科	中葛西5-36-12	☎5659-1878
		はるやま小児科	南篠崎町2-10-1	☎3679-1188
		飯塚内科医院	中葛西3-16-6	☎3688-0395
1月9日	内科	渡辺クリニック	南小岩5-20-15	☎3657-6284
		親和クリニック	平井2-24-16	☎3684-7150
		鈴木クリニック	松江3-15-4	☎3652-1225
1月9日	眼科	松江八木橋眼科	松江2-1-5	☎5607-3505
		かみむら耳鼻咽喉科	平井6-24-10	☎3612-5002

休日応急当番接 (整) 骨院 (施術時間 9時～17時)

1月2日	なめき接骨院	西葛西5-10-14	☎5696-2844
	おかべ整骨院	鹿骨4-5-3	☎5243-9977
1月3日	タナカ整骨院	西葛西3-13-2	☎3687-6103
	北小岩ヤマグチ接骨院	北小岩8-2-16	☎5668-1061
1月8日	はしもと整骨院	西一之江2-10-17	☎5662-6664
	南小岩8丁目ライト接骨院	南小岩8-17-7	☎5694-0078
1月9日	いわだて接骨院	西葛西8-13-3	☎3869-4452
	安心堂西小岩接骨院	西小岩4-2-4	☎6458-0623